

R8 年 4 月 1 日

女性活躍推進に関する情報公表

①男女間賃金差異

期間: 令和7年 1 月～12 月(12 ヶ月)

全労働者: 98.2%

正規雇用労働者: 99.4%

パート・有期雇用労働者: 97.7%

※計算式「女性労働者の平均年間賃金 ÷ 男性労働者の平均年間賃金 × 100」

②女性管理職比率

67.6%(令和 8 年 3 月 31 日現在)

※女性管理職比率(%) = 女性の管理職数 ÷ 管理職の総数 × 100

【補足】

※パート・有期雇用労働者については、男女で勤務時間や勤務日数に違いがあるため、その影響を含んだ数値となっています。

性別による時給や基本給、昇給などの格差のある賃金体系はありません。